

表 特定水銀使用製品、規制開始日及び主務大臣

特定水銀使用製品	規制開始日		主務大臣
	平成 30 年 1 月 1 日	平成 32 年 12 月 31 日	
(1) 電池（次に掲げるものを除く。） イ 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の 1%未満であつて、ボタン電池であるものに限る。） ロ 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の 2%未満であつて、ボタン電池であるものに限る。）	右記以外 の電池	ボタン電池であるアルカリマンガン電池	経済産業大臣
(2) スイッチ及びリレー	—	●	
(3) 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管 1 本当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであつて、定格消費電力が 30 ワット以下のものに限る。）	●	—	
(4) 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1 個当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであつて、定格消費電力が 60 ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの ロ 1 個当たりの水銀の含有量が 10 ミリグラムを超えるものであつて、定格消費電力が 40 ワット以下のものうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの	●	—	
(5) 一般照明用の高圧水銀ランプ	—	●	
(6) 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1 個当たりの水銀の含有量が 3.5 ミリグラムを超えるものであつて、その長さが 500 ミリメートル以下のもの ロ 1 個当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであつて、その長さが 500 ミリメートルを超え 1,500 ミリメートル以下のもの ハ 1 個当たりの水銀の含有量が 13 ミリグラムを超えるものであつて、その長さが 1,500 ミリメートルを超えるもの	●	—	
(7) 化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。)*	●	—	
(8) 動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム（別名チメロサール）を有効成分とする保存剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 1 条に規定する水銀等をいう。）を含むものを除く。）であつて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品及び同条第 9 項に規定する再生医療等製品に添加されるものを除く。）	右記以外 のもの	マーキュロクロム液（2,7-ジブromo-4-ヒドロキシ水銀フルオレセインナトリウムを有効成分とする消毒剤）	

注\*： 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号、薬機法）第 42 条 2 項に基づく「化粧品基準」（平成 12 年厚生省告示第 331 号）では、水銀及び水銀化合物を化粧品に配合してはならないと規定しています。薬機法第 62 条で準用する同法第 56 条の規定により、この基準に適合しない化粧品を販売又は授与の目的で製造することは禁止されています。例えば、個人又は自社で実施する研究の目的のために水銀又は水銀化合物を含有する化粧品を製造することは、薬機法では規制されていません。

表 特定水銀使用製品、規制開始日及び主務大臣（続き）

特定水銀使用製品	規制開始日		主務大臣
	平成 30 年 1 月 1 日	平成 32 年 12 月 31 日	
(9) 気圧計（電気式のものを除く。）	—	●	経済産業大臣
(10) 湿度計（電気式のもの及び(12)イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。）	—	●	
(11) 圧力計（電気式のもの、230 度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 2 条第 2 号イ（1）に規定する目量をいう。以下同じ。）が 5 メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。） イ 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。ロにおいて同じ。）が 1,300 パスカル以下であって、目量が 300 パスカル以下のマクラウド真空計 ロ 計ることのできる最大の圧力が 66,000 パスカル以下であって、目量が 200 パスカル以下の U 字管真空計	—	●	
(12) 温度計（電気式のもの及びガラス製温度計であって次に掲げるもの（体温計であるものを除く。）を除く。） イ 計ることのできる最高の温度が 300 度以下のものであって、目量が 0.5 度以下のもの（ハに該当するものを除く。） ロ 計ることのできる最高の温度が 300 度を超え 500 度以下のものであって、目量が 2 度以下のもの（ハに該当するものを除く。） ハ 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が 200 度を超え 500 度以下のもののうち、目量が 2 度以下のもの	—	●	○ 下記以外の温度計： 経済産業大臣  ○ 専ら人に用いる体温計： 厚生労働大臣・経済産業大臣  ○ 専ら動物に用いる体温計： 農林水産大臣
(13) 血圧計（電気式のものを除く。）	—	●	○ 専ら人に用いる血圧計： 厚生労働大臣・経済産業大臣  ○ 専ら動物に用いる血圧計： 農林水産大臣